

(第59号議案)

中野区保育所条例の一部を改正する条例

(新旧対照表)

改正案	現行
第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第3項の規定に基づき、中野区保育所(以下「保育所」という。)を次のとおり設置する。	第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第3項の規定に基づき、中野区保育所(以下「保育所」という。)を次のとおり設置する。
名称 位置	名称 位置
(略) (略)	(略) (略)
中野区弥生保育園 東京都中野区弥生町五丁目4番8号	中野区弥生保育園 東京都中野区弥生町五丁目4番8号(分園 <u>東京都中野区弥生町五丁目5番2号</u>)
(略) (略)	(略) (略)
第2条～第7条 (略)	第2条～第7条 (略)
付 則 (略)	付 則 (略)
<u>附 則</u>	
<u>この条例は、平成26年11月1日から施行する。</u>	